

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 知事の職務代理者を指定する規則の一部を改正する規則
- 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- 岡山県福祉相談センター条例施行規則を廃止する規則
- 岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県漁港管理規則の一部を改正する規則
- 岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則

【訓令】

（以上県例規集登載）

人事課

〃

財産活用課

健康推進課

福祉企画課

子ども家庭課

障害福祉課

水産課

都市計画課

目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県副知事の主として担当する事項（県例規集登載）
- 岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等の一部改正（県例規集登載）
- 岡山県保健医療計画の策定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更
- 優良図書推奨
- 有害図書指定
- 保安林の指定施業要件の変更予定
- 〃
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分
- 都市計画下水道の事業計画の変更認可
- 〃
- 配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設の指定の廃止
- 岡山県自然環境保全審議会からの答申
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

【公告】

- 行政改革推進室
- 建築指導課
- 医療推進課
- 健康推進課
- 子ども家庭課
- 〃
- 治山課
- 〃
- 道路整備課
- 〃
- 港湾課
- 都市計画課
- 〃
- 人権・男女共同参画課
- 自然環境課
- 経営支援課

◎岡山県監査公表第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和六年三月二十九日

岡山県監査委員	笹
岡山県監査委員	山
岡山県監査委員	本
岡山県監査委員	雅
岡山県監査委員	茂
岡山県監査委員	智
岡山県監査委員	飛
岡山県監査委員	山
岡山県監査委員	美
岡山県監査委員	保
岡山県監査委員	正
岡山県監査委員	彦
岡山県監査委員	智

監査実施機関	監査実施年月日
岡南飛行場管理事務所	令和6年2月7日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>停留料未納のまま停留が継続し、停留料の未納額が増加する状況が継続している航空機が、前回の監査で確認したものを含め、2機確認された。</p> <p>①前回(令和5年8月7日)の監査で確認したもの 平成30年5月分から令和6年1月末までの未納額の合計 3,728,637円</p> <p>②今回(令和6年2月7日)の監査で確認したもの 平成30年10月分から令和6年1月末までの未納額の合計 1,706,557円</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①について</p> <p>現在の使用方法が、飛行場の管理に著しい支障が生じていると判断し、使用者に対して停留を終える日時を明示するよう、令和6年1月25日付けで岡山県岡南飛行場条例第3条第2項に定める指示を行ったが、本人居所不明のため、指示文書が到達することなく返送されたことから、改めて公示送達の手続を進めているところである。</p> <p>今後、指示に従わなかった場合は、同条例第3条第3項の規定により、施設の使用停止等の命令を行うこととしており、その命令に従わなかった（航空機を移動させなかった）場合は飛行場の施設の不法占有状態となり、停留料債権の額が確定することから、岡山県債権管理条例に基づき、督促、強制執行等の債権管理を行う方針である。</p> <p>②について</p> <p>現在の使用方法が、飛行場の管理に著しい支障が生じていると判断し、使用者に対して停留を終える日時を明示するよう、令和6年1月25日付けで岡山県岡南飛行場条例第3条第2項に定める指示を行ったが、期日までに従わなかったことから、令和6年2月15日付けで同条例第3条第3項の規定により、施設の使用停止等の命令を行ったところである。</p> <p>今後、命令に従わなかった（航空機を移動させなかった）場合は飛行場の施設の不法占有状態となり、停留料債権の額が確定することから、岡山県債権管理条例に基づき、督促、強制執行等の債権管理を行う方針である。</p> <p>本件2機の事案を踏まえ、管理事務所は、岡山県岡南飛行場条例をはじめとする諸規程の施行に関する事務の委任を受けた県事務所として、改めてその職責を認識し、適正な管理に努めるとともに、事務の遂行上疑義が生じた場合には、速やかに航空企画推進課とその情報を共有して検討を行うとともに、内部統制担当部局から助言を仰ぎ、県民生活部全体として遅滞なく課題の共有及び対応していくことを再確認したところである。</p>	

なお、本件2機の事案を踏まえ、飛行場の使用者と長期間連絡がとれなくなるなど同様の事案が発生した場合は、飛行場の管理に重大な支障をきたすものと判断し、原則、指示等を行っていく方針としている。

再発防止に向けては、管理事務所と県民生活部で課題を共有し、関係部局や法律の専門家の意見も聴取しながら、停留期間の上限を定める規定等を新設することとして、令和6年2月20日付けで岡山県岡南飛行場管理業務処理規程を改正したところであり、今後は改正後の規定を適正に運用していくこととしている。